令和7年度 第1回 城北小学校運営協議会









令和7年4月24日(木)

14:30~16:00

浜松市立城北小学校

次 第

(司会:教務)

開催要件の確認

- 1 会長挨拶
- 2 校長挨拶
- 3 新規委員任命書交付(校長)
- 4 自己紹介
- 5 浜松市学校運営協議会規則確認・・・別冊資料1
- 6 議長の選出
- 7 前回会議録、令和6年度協議会自己評価確認・・・別冊資料2
- 8 熟議(司会:議長)
- (1) 学校運営の基本方針について(校長説明→質疑・熟議→承認)・・・資料1
 - ・「やさしさ」を形にするために~「城北っ子の5つのめあて」の実践~
- (2) 夢育やらまいか事業 (CS加算分) に対する意見書について・・・別冊資料3
- (3) いじめ防止等のための基本的な方針(校長)・・・資料2
- 9 報告
- (1) 城北小サポーターとつくる特色ある学校づくり年間計画(教務)・・・別冊資料4
- (2) 学校コーディネーターから
 - ・4月の城北小サポーター活動計画
- 10 連絡
 - (1)学校運営協議会年間計画
 - · 6月26日(木) 14:30~
 - ・ 10月23日(木) 13:15~ ※授業参観と併せて開催
 - 2月 5日(木) 14:30~
 - (2)地域回覧たより、ポスターについて
 - ・地域回覧(和地山120、住吉300、和合170、協働センター20、 青少年の家20)
 - ・ポスター掲示(和地山1、住吉34、和合5、学区内商店17、 協働センター1、青少年の家1、城北小2
 - (3) 学校行事への参観について

学校運営協議会委員

| 会長 | いゎぃく ぉ こ 岩井弘美子 |
|-----|---------------------------------|
| 副会長 | かわしま まさゆき 川嶋 正幸 |
| 委員 | なかがわ かっお 中川 勝夫 |
| 委員 | たかやなぎみちこ 高柳 理子 |
| 委員 | マカガカ ともひろ 中川 智博 |
| 委員 | しみず ひろと がっこええん 清水 裕人(学校支援CD) |
| 委員 | かみうえ りぇ がっこええん 紙上 理惠(学校支援CD) |
| 委員 | _{たかだ} 高田 あゆみ |
| 委員 | いしざか のりこ 石坂 紀子 |

オブザーバー

| 静岡大学 | ままのきりゅうたろう 大野木龍太郎 | | |
|-----------|----------------------|--|--|
| はままつ青少年の家 | いのした しゅんすけ 井下 俊輔 | | |
| 高台協働センター | かわにし ひろあき 河西 博昭 | | |
| 高台協働センター | すずき こうすけ 鈴木 皓介 | | |

学校

| 校長 | っちゃ 土屋 | ま司 |
|----------|-----------|-----------------|
| 教頭 | ふるはし古橋 | ま き こ 麻紀子 |
| 教務主任 | おおた太田 | もとこ 礎子 |
| CSディレクター | たむら田村 | しずか 静 |

浜松市教育委員会

学校運営協議会 年間計画

令和7年4月1日~令和8年3月31日

- ※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。
- ※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

| | 日時会場 | 主な内容 熟議のテーマ 等 | 備考 |
|---|--|--|---|
| 1 | 令和7年 4月24日 木曜日 14:30~16:00 会議室 | (1) 学校運営の基本方針について ・「やさしさ」を形にするために 説明→質疑応答→熟議→承認 (2)夢育やらまいか事業(CS加算分)に対する意見書について (3)いじめ防止等のための基本的な方針 説明→質疑応答→熟議(学校、家庭でできること) 報告 (1)サポーターとつくる特色ある学校づくり年間計画 (2)学校コーディネーターから ・4月の城北小サポーター活動計画 | |
| 2 | 6月26日 木曜日 14:30~16:00 会議室 | (1)「やさしさ」を形にするために ・特別活動における実践について 熟議(「城北っ子の5つのめあて」を軸にした子供た ちの主体的な活動について、「私達のまち5つのめ あて」について地域・家庭でできること) (2)学校評価の評価項目について 熟議(子供たち、保護者に分かりやすい項目となっているか) 報告 (1) 4・5月の実践について | |
| 3 | 10月23日 木曜日 14:10~15:30 会議室 授業参観 13:15~14:00 | (1)「やさしさ」を形にするために ・城北小学校いじめ防止基本方針について 熟議(授業参観の様子や学校からの子供たちの様子をふまえ、学校・家庭・地域でできること) (2)学校がかかえる課題と改善案 熟議(不登校等、学校の実情から家庭・地域でできること) 報告 (1)6月以降の実践について | 学校運営協議会自己評価実施について |
| 4 | 令和8年 2月5日 木曜日 14:30~16:00 会議室 | (1) 学校関係者評価 ① 本年度の教育活動の説明 ② 学校評価を元にした改善案についての説明 ③ 改善案についての熟議 (2) 来年度の学校経営の基本方針説明 説明→質疑応答→熟議 (3) 来年度のCS活動の計画案※CS活動の説明 (4) 学校運営協議会の自己評価 報告 (1)夢育やらまいかCS加算分報告 | 学校運営協議会自己評価委員の意見収集⇒学校への 提出締切:R8.2月末日 |

8 熟議

(1) 学校運営方針(グランドデザイン参照)

令和7年度 浜松市立城北小学校 グランドデザイン 【校訓】「 正しく 強く 美しく 」

【学校教育目標】

友と仲良く よく遊び よく学ぶ子

- *主体的に学び行動できる子供
- *他者との協働を楽しむことができる子供
- *多様性を受け入れることができる子供

みとめ合う子

みがき合う子

- ○「主体的に学習に取り組む態度」の育成を意識した単元構想と授業
- 付けたい「資質、能力」を明確にした学校行事等の特別活動
- 協働(学び合い)を意識的に取り入れた授業
- ○「応援カード」の取組の充実

実践の共有・検証

- ・特別活動 《学校行事·委員会活動》
- ・総合的な学習の時間 《探求学習》
- ・応援カード《各学級》
 - →実践の振り返り・共有 (学年団・全体研修・職員会議)
- ・道徳教育
- ・学級経営(学年・学年団・ペア学年で)
- ・生徒指導(生徒指導・いじめ対策委員会)
- ・特別支援教育(学年での検討・研修)
- ・地域・家庭との連携 (学年・きょうだい間で情報共有)



研修の充実

- ・毎日の振り返り
- (下校後 | 時間は学年で)
- ・毎月の振り返り・共有 (学年団で)
- ·授業実践の共有 (全体研修·学年団研修)

令和7年度 浜松市立城北小学校 学校経営構想 令和7年度 浜松市立城北小学校 学校経営構想(学校運営協議会)

【 その1 目指す学校像について 】

1. 目指す学校像

「失敗できる学校、失敗から学ぶ学校」(子供、教職員、保護者が) 「ウェルビーイングな学校」(子供、教職員、地域・保護者にとって)

2.「失敗できる学校」について

- ○誰もが失敗を許される学校にすることで、毎日安心して過ごしていきたい。
- ○でも、ねらいは「主体性」と「評価(振り返り)し改善する力」を伸ばすこと。
- 〇「主体性」は「チャレンジと失敗」がセット。だから、子供も教職員も「失敗 OK!」
- ○ただし、「失敗 OK!」は「こう改善します!」とセット。そこで、「評価(振り返り)・ 改善」を習慣化していきたい。
- ○「失敗 OK!はい、次は改善!」を、子供と教職員、保護者・地域とで学校風土にできれば、みんなが幸せになると思います。

3. 「ウェルビーイングな学校」について

- 〇ウェルビーイングの5つの要素は「ポジティブ感情」「エンゲージメント」「ポジティブな関係」「意味・意義」「達成」
- 〇子供にとっての「ウェルビーイングな学校」
 - ·「主体性」、「協働性」、「多様性」、「やさしさ」を身に付けることで実現していく。
 - ・ただし、一人一人のウェルビーイングは、それぞれ異なるものであることを押さ えたい。
- ○教職員にとっての「ウェルビーイングな学校」
 - ・働き方改革をしていくことは必須。
 - ただし、「5つの要素」から考えると、単純に業務量が減るだけではなさそう。
 - ・教職員も、一人一人のウェルビーイングは、それぞれで異なる。
- ○保護者・地域にとっての「ウェルビーイングな学校」
 - ・ウェルビーイングは、子供と教職員だけでなく、「保護者・地域にとっての」を忘

れないようにしたい。

【 その2 教育課程について 】

- 1. 目指す姿
- (1)目指す子供の姿
 - ・**主体的**に学び行動できる子供
 - ・他者との**協働**を楽しむことができる子供
 - ・多様性を受け入れられる子供
- (2)目指す教職員の姿
 - ・子供の「主体的に学習に取り組む態度」を育てる教職員
 - ・「学び合い」にこだわる教職員
 - ・多様性を尊重する教職員
- 2. 学校教育目標等
 - ① 学校教育目標 「友と仲良く よく遊び よく学ぶ子」
 - ②校訓
 - 「正しく 強く 美しく」
 ③ 合言葉
 - 「やさしさ」
- 3. 取組の重点
- (1)「主体的に学び行動できる子供」に関する取組
 - ○「主体的に学習に取り組む態度」の育成を意識した単元構想と授業 ○付けたい「資質、能力」を明確にした学校行事等特別活動
- (2) 「他者との協働を楽しむことができる子供」に関する取組
 - ○「学び合い」を意識的に取り入れた授業
- (3)「多様性を受け入れられる子供」に関する取組
 - ○多様性を尊重する学級経営
 - 〇「応援カード」の充実

浜松市立城北小学校いじめ防止基本方針

浜松市立城北小学校

令和7年4月

浜松市立城北小学校いじめ防止基本方針 目次

| 第 1 | いじめの防止等のための基本的な考え方 | 9 |
|-----|--------------------|----|
| 1 | いじめの定義 | 9 |
| 2 | いじめの理解 | 10 |
| 3 | いじめの防止等に関する基本的考え方 | 10 |
| (| (1)いじめの未然防止 | 11 |
| (| (2)いじめの早期発見 | 11 |
| (| (3)いじめへの対処 | 11 |
| (| (4)地域や家庭との連携 | 12 |
| (| (5) 関係機関との連携 | 12 |

| 第2 | いじめの防止等のための対策 | 12 |
|----|--------------------------------------|----|
| 1 | いじめの防止等のための組織 | 12 |
| (| (1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割 | 12 |
| (| (2)いじめの防止等における教職員の役割 | 13 |
| 2 | いじめの防止等に関する取組 | 14 |
| (| (1)城北小年間指導計画 | 14 |
| (| (2)いじめの未然防止 | 15 |
| (| (3)いじめの早期発見 | 17 |
| (| (4)いじめに対する措置 | 18 |
| (| (5)関係機関との連携 | 19 |
| (| (6)学校における教育相談体制の整備 | 19 |
| (| (7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組 | 20 |
| (| (8)いじめが「解消している」状態 | 20 |
| (| (9)「浜松市立城北小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し | 20 |
| 3 | 地域や家庭の役割 | 20 |
| (| (1)地域の役割 | 20 |
| (| (2)家庭の役割 | 21 |
| | | |
| 第3 | 重大事態への対処 | 21 |
| 1 | 重大事態の意味 | 21 |
| (| (1)生命心身財産重大事態 | 22 |
| (| (2)不登校重大事態 | 22 |
| (| (3)子供や保護者からの申立て | 22 |
| 2 | 重大事態の調査組織 | 22 |
| 3 | 事実関係を明確にするための調査の実施 | 22 |
| 4 | 調査結果の提供及び報告 | 22 |
| 5 | その他の留意事項 | 23 |

学校は、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第 13 条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等(学校に在籍する児童又は生徒)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ○仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ○金品をたかられる。
- ○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(以下「校内いじめ対策委員会」という。)を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- ○いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- ○嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら 被害も加害も経験します。
- ○「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- ○いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序が なかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- ○「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようにすることが必要です。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子

供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気をもち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- ○全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子供の豊かな情操や 道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度な ど、心の通う人間関係の素地を養う。
- ○いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に 対処できる力を育む。
- ○全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- ○いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- ○子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ○学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供 がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- ○学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

(3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導

計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認 した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的 な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③「子供の健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立 てる。

(4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を 通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- P T A や地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- ○学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- ○多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関(警察、児童 相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など)と平素から情報共有体制を構築し、適 切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポー トセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立城北小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要(令和4年12月文部科学省。)」を理解し、「浜松市立城北小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

1 いじめの防止等のための組織

(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- ○委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- ○参画する教職員等
 - ・校長、教頭、(主幹教諭)、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導担当 教員、学年主任、養護教諭、学級担任、
 - ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャル ワーカー、外部専門家(警察官経験者)等を参画させる。

- ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科 担任、部活動指導に関わる職員等、関係の深い教職員を追加する。
- ○毎月1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時 開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- ○学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- ○重大事態(法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。)の調査 を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

ア 校長 :「浜松市立城北小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然

防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を

講ずる。

イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教

職員の相談に乗ったりする。

ウ 教務主任:いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相

談に乗ったりする。

工 生徒指導担当教員

:いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と 集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。

オ 学年主任:学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。担任と共 に対応する。

カ 養護教諭:児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。

キ 学級担任;科担任・部活動指導に関わる教職員

: 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。学年主任、生徒

指導担当教員と共に対応する。

ク 発達支援コーディネーター

: 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教

職員の相談に乗ったりする。

ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。

コ SSW :福祉に関する教育相談を担う。

2 いじめの防止等に関する取組

(1) 城北小年間指導計画

| 1 学期 | | 2学期 | | 3 学期 | |
|------|------|-----|------|------|------|
| 月 | 活動内容 | 月 | 活動内容 | 月 | 活動内容 |

◆生徒指導研修 □学活(情報モラル) □3学期学級、授業開き ○□三者面談 ・ 生徒指導の基本方針、組織の ・人間関係作り (GE) 確認、いじめ対策について ◆生徒指導委員会 □○始業式・入学式 ○民生・児童委員と語る会 ◆いじめ対策委員会 ・今年度の合言葉について ◆生徒指導委員会 □学級、授業開き ◆いじめ対策委員会 ・学活(学年目標について) ◆生徒指導委員会 夏季 □道徳(いじめ) ・ 人間関係作り (GE) 児童生徒の特性の理 •1 年間のめあて(CP) 休業 解と適切な支援 • キャリアオリエンテーション ○参観会・懇談会 2 ◆いじめ対策委員会 □朝会 ◆生徒指導委員会 ・城北っ子5つのめあて • 事例検討 ◆いじめ対策委員会 ○参観会 ・基本方針の見直し ○PTA総会、学校運営協議会 ・今年度の取組について ・人間関係づくり ・ 基本方針の説明 ・ 基本方針の改定 • 人権教育 ◆生徒指導委員会 • 次年度年間指導計画 ・配慮が必要な児童の共有 ○教育相談 ◆いじめ対策委員会 の作成 ・城北小いじめ防止基 □いじめアンケート □ 2 学期学級・授業開き 本方針の確認 9 □6年生を送る会 ○□三者面談 ・人間関係作り(GE) ○学校運営協議会 • 相互理解 □道徳(いじめ) ◆いじめ対策委員会 □学活(情報モラル) ◆生徒指導委員会 □道徳(いじめ) ◆いじめ対策委員会 ◆家庭・地域確認 □道徳(感謝) ○参観会 □ペア清掃開始 ◆次年度への申し送り事項 ・学校、家庭での子供の ◆生徒指導委員会 の確認 ◆いじめ対策委員会 様子の共有 ○小中連絡会 □○運動会 □学活 □命について考える月間 □林間学校 ・年間の振返り (CP) 5 10 朝会(命について) ◆生徒指導委員会 □学活(情報モラル) □道徳(思いやり) ◆いじめ対策委員会 □おうえんカード 〔年間〕 ○学校運営協議会 ・城北っ子5つのめあ ○授業のルールについて子ども ての振り返り と話し合い、話し合ったルー ○学校運営協議会 □修学旅行 ルについて徹底する。 ◆生徒指導委員会 6 11 □いじめアンケート ○行事等での異学年交流を積極 ◆いじめ対策委員会 ◆生徒指導委員会 的に行う。 ◆校内研修 ・いじめアンケートについて ◆いじめ対策委員会 □道徳(友情・信頼、相互理解・ □いじめアンケート 寛容、公正・公平) ○民生・児童委員と語る会 ※学年で時期を揃えて実施 □学習発表会 ○小中情報交換会 □総合的な学習の時間の充実 12 □学活(情報モラル) ◆校内研修 ○教育相談(希望者) ・授業研究、主体的・対話的で ◆生徒指導委員会 深い学び ◆いじめ対策委員会

(2) いじめの未然防止

学校教育目標「友と仲良く よく遊び よく学び子」の具現化を目指し、「正しく 強く 美しく」と「城北っ子5つのめあて」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

○毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間 としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組

6月には全校朝会や学活で、一人一人の命について考える機会をもつ。命の尊さ や、重さについて考え自他の命を大切にする心を育てる。同時に、いじめを絶対にし てはいけないことを呼びかける。

- ○教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることの ないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り 方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識 や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見ていたり、はやし立てたりする子供 を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化 することを十分理解する。
- ○教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくり プログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしてい く。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- ○家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、 直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関 係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- ○「浜松市立城北小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その 策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会等に意見や支援を求める。
- ○子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネッ トを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モ ラル講座などの啓発活動を行う。
- ○子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資 する活動。

【小】

年間

学級活動での学級目標の達成に向けての話合い

学期末 | 学級活動での情報モラルについて考える授業の実施

イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や 行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。

【小】

年間

学級や学年における授業のルールについての児童の話合い

年間

学校行事や校外学習を通した集団作りとルールの涵養

年間

各委員会のイベントの実施

4月

学級活動において1年間のめあてを設定(キャリア・パスポート)

学年末

キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定

ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うた めの道徳教育の充実

【小】

年間

「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と運動会の実施

年間 「相互理解・寛容」をテーマにした道徳の授業

年間 「公正・公平」をテーマにした道徳の授業の実施

6月 「思いやり」をテーマにした道徳の授業

3月 「感謝」をテーマにした道徳の授業と児童集会、学校行事等の実施

エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際 結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認に係る 子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援

【小】

毎月 | 多様性の理解に向けたペア活動による清掃活動や学校行事の実施

オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくるとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動

【小】

年間 おうえんカードの取組

学期初 マナーを守る心情の育成(はままつマナー)

年間 | 構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの活動

4月 | 今年度の合言葉、城北っ子5つのめあてについての全校朝会

① 城北っ子の5つのめあてでの呼び掛け

「城北っ子は人の痛みや辛い気持ちを知ろう。」を一番の拠り所にします。悪口や暴力などがいじめにつながることを伝え、「いじめは絶対に許さない。」というメッセージを子どもたちに送り続けます。

② 挨拶運動の実践

市教委の調査で「挨拶がしっかりできる学級の雰囲気は、いじめを止めさせようとする行動を促進する。」という結果が分かりました。誰に対しても気持ちのよい挨拶ができる子どもを育てていきます。

③ 「おうえんカード」の活用

友達の良い行いや心掛けを見つけ、カードに書いて伝えていくことによって、多様性を認める心を耕し、望ましい人間関係作りの手助けとします。

(3) いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- ○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は 認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的 に認知する。
- ○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ○アンケート調査は次のように実施する。
 - ア 実施時期・実施回数
 - ・定期アンケート調査:年間2回
 - ※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。
 - イ 実施方法・検証
 - ・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。
 - ・学校(家庭)で実施する。
 - ・回収後速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。
 - ・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。
 - ※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。
 - ウ保存
 - ・記入の有無に関わらず、5年間保存する。
- ○個人面談は次のように実施する。
 - ア 実施時期・実施回数
 - ・定期個人面談:1学期アンケート後、全員実施する。 2学期アンケート後、全員実施する。
 - ※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。
 - イ 実施方法・検証
 - ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。
 - ウ 記録の保存
 - ・教職員が得た情報を5年間保存する。
- ○アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。
- ○「校内いじめ対策委員会」を定期的に開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。
- ○教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかど うかを監視するネットパトロールの活用を図る。
- ○法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを 受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

- ○教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、 速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的 な対応につなげる。
- ○教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。
- ○教職員は、いじめに係る情報について、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように)を適切に記録する。
- ○「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- ○いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合って見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- ○犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の 生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報 し、適切な援助を求める。
- ○校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めると きは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- ○インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適 切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関(警察署、法務局 等)の協力を求める。
- ○いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

(5)関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- ○「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)等の参加について協力を求める。
- ○「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の 認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- ○日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたと きには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- ○いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談 室(教育相談員)、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

(6)学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家(スクールカウンセラー等)の活用等、子供、保護者、教職員

に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- ○子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- ○いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復 と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- ○いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や 助言を行い、継続的に見届ける。

(7)教職員の資質向上のための研修会や校内〇JTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、 校内研修を進めます。

- ○「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立城北小学校いじめ防止基本 方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について 理解を深める。
- ○教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- ○定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で 確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- ○事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果 と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- ○いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

(8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする)
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

(9)「浜松市立城北小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- ○「浜松市立城北小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- ○入学時や各年度の開始時に、「浜松市立城北小学校いじめ防止基本方針」について、 子供、保護者、学校運営協議会等に説明する。
- ○より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立城北小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- ○「浜松市立城北小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を 踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- ○地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- ○家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2)家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。 いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。 従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- ○「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- ○子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- ○子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味 方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- ○日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見 逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- ○インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- ○子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような 視点を持ち、学校と協力して指導する。
 - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
 - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎 外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和7年4月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省令和6年8月改訂版)」により適切に対応します。

1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

(1)生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2)不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して 欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着 手する。
- ※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(3)子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う 場合の組織は、次のとおりとします。

- ○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加 える。
- ○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チーム の助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携 し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかったために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。